

「KYOTO STEAM 2022 国際アートコンペティション」
作品等運搬業務 委託仕様書（案）

1 業務内容

受託事業者は、KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議を行い、本業務を進めること。

(1) 作品等の運搬

ア 受託事業者は、「KYOTO STEAM 2022 国際アートコンペティション」（以下、「展覧会」という。）の搬入期間中に、実行委員会が指定した場所から、展覧会会場（京都市京セラ美術館 新館 東山キューブ）内の実行委員会が指定する場所へと作品等を搬入すること。

イ 受託事業者は、展覧会会場から、実行委員会が指定する場所へと作品等を搬出すること。

(2) スケジュールの策定

受託事業者は、実行委員会と協議を行い、作品等の運搬スケジュールを策定すること。

(3) 保険の契約

受託事業者は作品等を運搬する際に、実行委員会が指定する作品に美術運送保険をかけること。

(4) その他

受託事業者は、作品等の運搬時にトラブルが生じた場合、迅速に対応するとともに、実行委員会に報告すること。

2 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額の上限

2,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 支払い

委託業務の全部の完了を確認した後、受託者の請求により委託料を支払う。

4 その他

(1) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(3) 委託金額の範囲

本業務の遂行に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含む。したがって、追加費用は一切請求できない。

(4) 委託料の減額

契約内容の不履行が発生し、実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額する。

(5) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(6) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとし、当該協議が整わないときは、実行委員会の指示するところによるものとする。

(7) その他

新型コロナウイルス感染症の影響等により、実行委員会の予算に変動があった場合、業務内容及び委託金額を変更する可能性がある。